



Kizahashi -きざはし-

支部会員の親睦と交流



兵庫県行政書士会阪神支部では、支部会員同士の親睦と交流を図るため、夏にはビアパーティ、冬には忘年会を開催しています。

平成25年8月28日ホテルホップインアミングにおいて、恒例のビアパーティを開催しました。参加者は83名に及び、冷たいドリンクと美味しい料理を楽しみながら、会員同士の交流を図りました。アトラクションでは、支部会員の楽器演奏によるミニコンサートも交え、それぞれに夏の夜を楽しみました。

平成25年12月13日には、ノホテル甲子園において、忘年会を開催。参加者は、いつもより少しお洒落して、ホテルの料理とお酒に舌鼓をうちつつ、お互いの近況を話し、交流を深めました。ビアパーティも忘年会も、最後は、恒例の上辻靖夫副支部長による「右肩上がりの一本締め」で終了しました。



会員の動向

| | | | | |
|-------|--------------------|-----|------|---------------|
| 平成25年 | 田尾 利光 (西宮市) | 11月 | 新規入会 | 益永 恵 (西宮市) |
| 4月 | 新規入会 河西 麻耶 (尼崎市) | 7月 | 新規入会 | 谷口 隆久 (西宮市) |
| | 萩藤 宜千 (西宮市) | | 転入 | 鳥越 明 (大阪会より) |
| | 退会 浅井 初江 (尼崎市) | 8月 | 転入 | 種田 寛 (京都会より) |
| | 島内 優光 (尼崎市) | 9月 | 新規入会 | 松田 康 (川西市) |
| | 佐藤 康子 (伊丹市) | | 退会 | 尾崎 昌弘 (宝塚市) |
| | 鮫島 千博 (伊丹市) | | 退会 | 長尾 哲吾 (伊丹市) |
| 5月 | 新規入会 下川 拓也 (西宮市) | | 氏変更 | 井内 晶子 (西宮市) |
| | 西川 圭一郎 (芦屋市) | | 氏変更 | 鴻井 藍 (旧姓 前田) |
| | 本村 康人 (尼崎市) | 10月 | 新規入会 | 三森 由季子 (芦屋市) |
| | 中廣 琢二 (伊丹市) | | 転出 | 稗田 美智子 (川西市) |
| | 転出 小野 淳一 (大阪会へ) | | 転出 | 小口 敦史 (奈良会へ) |
| | 氏変更 土出 さおり (旧姓 奥野) | | 退会 | 東新 博之 (尼崎市) |
| 6月 | 新規入会 木田 雅彦 (伊丹市) | 3月 | 新規入会 | 東田 正昭 (尼崎市) |
| | 渡部 完 (宝塚市) | | | 長谷川 十紀恵 (西宮市) |
| | | | | 木田 雅彦 (伊丹市) |

支部広報部と本会通信員との連携

兵庫県行政書士会阪神支部広報部は、担当副支部長1名と担当理事3名で構成されています。阪神支部では、広報強化を図るため兵庫県行政書士会通信員(本会通信員)1名と連携して支部広報活動をしています。他支部では見られないことだと思います。支部広報部と本会通信員が連携することで、本会広報誌「行政ひょうご」と支部ニュース「きざはし」で記事内容が重複することもなくスムーズに編集をすすめてゆくことができました。今回の支部ニュース「きざはし」も本会通信員の協力があってこそその紙面となりました。今後も阪神支部は、本会通信員と連携した広報活動をしてゆきます。

投稿大歓迎!

あなたの社会貢献活動や環境を意識した活動の投稿をお待ちしています。上記以外でも、業務資料や仕事ネタ、日々の雑感・詩・短歌などあなたの原稿大歓迎。事務局までご投稿ください。

編集後記

黄砂舞う季節、支部ニュース110号を発行いたします。今号は、「遺言・相続」特集として、様々な角度から遺言・相続を見つめてみました。それぞれの原稿も力あるものが集まり、読み応えある支部ニュースになったのではないかと考えております。ご意見やご感想をお待ちしております。

広報部 田中保子(副支部長) 酒井ひろみ(理事)
本田圭(理事) 中村馨乃信(理事) 山口忠士(本会通信員)

阪神支部
Facebook
ページ



[宝塚市]
長谷牡丹園

美しい山里の風景が広がる長谷地区に平成13年に開園。約1.7haの園内には、約100種、2,000株のボタンが植えられており、4月の後半からが見頃。また、周辺には、菜の花園やれんげ園、イチゴ狩り園、約1.5kmのハイキングコースなども設けられている。





行政書士倫理

行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにある。その使命を果たすための基本姿勢をここに行政書士倫理として制定する。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会阪神支部 運営方針

「ミッション(使命)」

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをとおして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン(展望)」

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

◇ 本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。

本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。

会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるように会員の資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創ることにより、信頼を築きます。

職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。

◇ 市民と信頼を築きます。

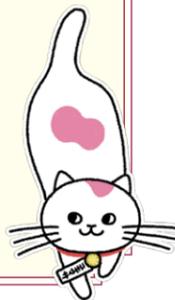
さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。

◇ 行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。

社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

1. さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。
2. 社会的責任 (ISO26000 等) の手法を活用し、持続可能な組織運営に取り組みます。
3. 支部ならびに会員の資質向上に取り組みます。



活動報告

兵庫県行政書士会 阪神支部 主催

行政書士記念日「市民講座」 —そして希望・再生へ—

本田 圭 (西宮市)

行政書士記念日である2月22日(土)、兵庫県行政書士会阪神支部主催「市民講座」が、尼崎商工会議所にて開催されました。タイトルは『そして、希望・再生へ』。

休憩を挟んだ3部構成となっており、第1部として公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所取引課よりお越し頂いた2名の講師から、「私たちの暮らしと公正取引委員会の関わり」についてお話を頂きました。文字ではなく絵や図表の多い資料をもとに、過去の違反事例や参加型のシミュレーションゲームも織り交ぜ、親しみやすく分かりやすい講義で、私たち消費者の暮らしと公正取引委員会の関わりを理解することができました。

第2部では朗読家4名とピアノ奏者1名による「朗読『日めくり物語』『99のなみだ 針と糸』『希望の木』」を鑑賞しました。「希望」「再生」をテーマとした3つの作品は、朗読とピアノ演奏によってゆっくりと会場にその情景を立ち上げ、涙を誘うシーンではハンカチで涙を拭う方がおられるなど、私たちに静かな感動を与えてくれました。会場全体にとっても心地の良い時間が流れ、贅沢なひと時を過ごせたように思います。

そして第3部では、大阪府行政書士会の佐々木賢一会員より「『食品偽装』『食材偽装?』『誤表示?』」といったタイムリーなテーマでお話を頂きました。「景品表示法」という法律を具体的にわかりやすく市民目線で解説頂き、参加者も皆、とても熱心に聞き入っていました。また、消費者問題に関する行政書士の活用方法についてもご紹介頂き、一般参加者の皆さまに我々行政書士の仕事について知って頂く良い機会となりました。

第1部では「堅い話をやわらかく」、第2部では「感動」を、そして最後に「ためになるお話」と、とてもバランスのとれた講座であったと思います。

今回の「市民講座」のように、我々行政書士と市民の皆様が、同じ時間と感動を共有できる機会を、今後も持ちたいと感じました。



支部長挨拶



公演風景 (第1部:公正取引委員会講演)



公演風景 (第2部:朗読会)



公演風景 (第3部:佐々木氏講演)



市民講座案内チラシ

活動
報告

「行政書士広報月間」

10月1日～10月31日

毎年、10月1日から10月31日は、全国の行政書士会をあげて、行政書士法の周知徹底と行政書士制度の普及を図り、行政手続きの円滑な実施に寄与し、住民の理解と信頼を得ることを目的として広報月間の活動をおこなっています。阪神支部は、今年度も頼れる街の法律家として認知いただくために、次の活動を行いましたのでご紹介いたします。

支部会員に対する広報月間説明会及び支部運営方針発表会

- 8月28日(水) 広報月間内容の周知徹底【小田公民館】
決起大会／懇親ビアパーティ【ホテル「ホップイン」アミング】

行政機関等への訪問

準備期間 9月1日～9月30日

○9月11日(水)

- ・阪神北県民局訪問 阪神北県民局長 常松 貞雄 氏
(北上名誉会長・大口支部長・関副支部長・田中副支部長)
- ・阪神南県民局訪問 阪神南県民局長 西上 三鶴 氏
(大口支部長・田中副支部長・上辻副支部長・小西副支部長)

- ・内容 行政書士制度の普及、行政書士広報月間の各市町村への周知依頼、制度普及ポスターの掲示依頼、支部への要望・期待を確認

○その他訪問行政機関等の件数 111件

- ・尼崎市31件・西宮市24件・宝塚市14件・伊丹市22件・芦屋市9件・川西市5件・猪名川町6件
- ・内容 行政書士制度の普及、行政書士広報月間の説明、法の日の無料相談会のご案内、ポスター掲示依頼



9月11日 阪神北県民局訪問
(右から)中村毅 摂丹支部長、北上雅弘 名誉会長、常松貞雄 阪神北県民局長、大口晋 阪神支部長、関支三郎 副支部長、田中保子 副支部長



9月11日 阪神南県民局訪問
(右から)田中保子 副支部長、大口晋 支部長、西上三鶴 阪神南県民局長、小西正憲 副支部長、上辻靖夫 副支部長

市民の方を対象に「法の日」の無料相談会の開催

- 9月30日(月) 行政書士制度及び相談会場の周知チラシ配り 活動会員数：7名
- 10月1日(火) 無料相談会 (10:00～16:00) 尼崎市さんさんタウン「スカイコム」
相談員等(阪神支部会員)：43名 相談件数：26件
- 10月18日(金) 行政書士制度及び相談会場の周知チラシ配り 活動会員数：4名
- 10月19日(土) 無料相談会 (10:00～16:00) イオンモール猪名川 3F フードコート前
相談員等(阪神支部会員)：24名 相談件数：21件
- ◎非行政書士の対応 兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所非行政書士による建設業許可申請等の状況調査
- ◎サンケイリビングに「法の日の無料相談会」の案内記事掲載(2地域各2回)

活動
報告

「法の日 無料相談会」

10月1日、10月19日

10月1日は「法の日」。兵庫県行政書士会阪神支部では、毎年この日を記念して、無料相談会を実施しています。今年は、10月1日に尼崎会場(塚口さんさんタウン スカイコム)、10月19日に猪名川町会場(イオンモール猪名川)の二ヶ所で開催し、地域の皆さまからお困りごとの相談を受けました。10月19日猪名川会場での報告です。



「法の日」無料相談会に出席して

稗田 美智子 (川西市)

平成25年10月19日「法の日」無料相談会が猪名川町のイオンモールで開催されました。猪名川町は川西市内から車で約40分の場所に位置する自然豊かな人口3万2千人弱の小さな町です。無料相談会当日は小雨も降っており、あいにくのお天気でしたが、新行政書士の私にとっては初めての参加であり、緊張以上に無料相談会メンバーの一人として、行政書士の知名度を上げるお手伝い出来ればという思いで一杯でした。現在、行政書士の知名度はテレビドラマ等の影響で上がっていると思いますが、私の周りでは行政書士という名前は知っているがどのような仕事をするのか、また司法書士や弁護士との違いがよく解らないという声をよく聞きます。実際、イオンモールに来られたお客様の中にもチラシをお渡しする際に同じような質問を受けました。

開催当日は土曜日でしたが、開催場所までの交通手段の不便さや悪天候も重なり、イオンモールに来店する方も少なく、相談者が来られるのかどうか途中小し不安にな

りました。お昼を過ぎてからは、相談に来られる方も多くなり、無料相談会の広告や配布したチラシを見て来られた方などで最終的には21組が相談に来られました。この数は猪名川町の人口に対してかなり多い相談件数との事で今回の無料相談会は大成功だったと聞きとても嬉しく感じました。

今回の無料相談会に参加して私が一番感じた事は、行政書士に法的知識が必要な事は勿論ですが、相談者が実際の様な事を悩んでいるかを適切に聞き出す能力がとても大切だということです。また、行政書士は自分の持っている多くの解決策の引き出しの中からその人にとって最も適切なアドバイスが出来る能力も求められていると感じました。同じような事例でも相談者一人一人の悩みは全く違うためです。今後の「法の日」無料相談会で行政書士に気楽に尋ねられる方が増えるよう、そして今以上に市民の身近な相談相手としての行政書士になれるよう私も日々努めていこうと思います。

会員投稿

遺言・相続
特集

死後事務の依頼を受けて

飯野 光代 (宝塚市)

ある冬の寒い日、「死後事務をお願いしたい」という依頼を受けました。余命少ないこと、未婚で、両親は既に他界、兄弟姉妹はなく、一人でお住まい。親族に頼める状況にはないこと。そうした事情をお聞きして、遺言執行と死後事務をお引受することにしました。遺産のこと、死亡時のこと、葬儀・納骨のこと、遺品の整理のこと。死を前提としたことは事務的でなければ話し辛いものです。年明けに、公正証書として全ての書類が出来上がりました。

入院の度に所望されるものをお持ちして、映画の話・本の話など会話は他愛もないものでしたが、終末期の在り方について、多くのことを教えていただきました。そして、夏が過ぎ秋の穏やかな日に、その方は旅立たれました。

病院から葬儀社への手配、49日法要など、事前のお約束どおりです。契約どおりにいかなかったのはお墓の継承と納骨。親族がお墓を守るのは無理という事情が分り、遺言書で親族に継承後、墓地の返還、改葬手続、父母の遺骨も一緒に永代供養となりました。諸手続、名義変更、遺品・家屋の処分までできたのは、公正証書遺言書と死後事務委任契約書の双方が補う形で、全ての処理を可能にする権限をいただいたからです。ただし、故人から委任されていても、現実の処置は生存する親族の名で行なわなければならないこともあります。新たに親族の委任状をいただき、行政書士以外の業務は他の資格での対応でした。

遺言執行も死後事務もご依頼の案件は全て終わりました。が、ご本人との取決めの中にはなかった物が出現しました。父親・叔母・第三者で共有する不動産とその固定資産税が引落される父親の預金口座です。第三者は行方不明で、残された書類や関係者からも情報を得られず、興信所で調査しても判明しません。処分したいという親族の依頼でしたが、無理かもしれないと思いながら、とりあえず、地方の小さな町まで物件の状況を見に行くことになりました。

60年ほど前の木造住宅が建っています。里道があるらしく境界線も確定されていません。囲繞地で、隣接するお宅は2軒。不在者がいる事情などをお話して、売買を打診しました。「今なら遺言書で手続できますが、この

ままでは更に3分の1も空白となり手続自体が難しくなります。何よりも建物が崩れる不安があります。」困っていたのはお互い様でした。隣接の2軒が現状のまま3分の1をそれぞれ買い取り、不在者財産管理人等で対応していただけることになりました。必要な手続を経て、銀行口座の解約と売買契約もスムーズに遂行できました。

そして、依頼を受けてから二年弱経った秋、一周忌まであと一ヶ月という時に、私の任務が終了しました。終わってみて振り返ると、全てがよい具合に解決し、とても充実感のある仕事だったと思います。それは、旅立った依頼者が、きっとどこかで導いてくれたのだと、そんな風を感じるこの頃です。

行政書士業務を通じて、相続を含む人生晩年の問題を解決することがいかに大切であるかを痛感しています。私たちが関与して出来上がった書類によって、全てが上手く収まる事態をみてきました。が、一般にはそういった行政書士の力が十分に認識されているとはいえません。

表立った困難になれば、世間がそれを知り、問題が一般に知られることとなります。私たちが扱うのは、そのような困難を表立たせないため、未然に防ぐための書類の作成です。「それがなければ、大変になりますよ」と言っても、その書類の重みが、紛争が起きた場合と同じ比重で受け取られているとは思えません。相続や終末期の問題は、初めて出会うことが多く、法律的なことを含めて明確に理解されていない場合が多いからです。しかし、限りある人生においてそれは誰にとっても、実は身近な問題なのです。

相続・遺言・終末期について問題を感じたとき、それを未然に防ぎ、その解消に貢献できる存在、それが行政書士であることを、もっと知って頂きたいと思います。



会員投稿

遺言・相続
特集ブックレビュー
～ミステリでみる遺言～

ペンネーム がとねろろ (芦屋市)

「クッキング・ママの遺言書」

(ダイアン・デヴィッドソン 集英社文庫)

お客の要望に合わせて料理を提供するケータリングサービスを仕事にしているゴルディが、事件を解決するシリーズの一冊。



ジャーニー・ケーキ

有名画家は元シェフで、自分が作った料理を絵にしていた。彼の「ジャーニー・ケーキ」の絵が事件解決の糸口となった。開拓民たちが幌馬車に乗ってアメリカ大陸を旅する間に焼いて食べたというケーキで、とても素朴な味わい。



ソーセージ・キャセロール

批評家から、(実際には存在しないが)全米キャセロール協会のために作ってはどうかといわれたことがあるという、ダスティ自慢の一品。ジャガイモ、ソーセージ、チーズの組み合わせが、おいしくないわけがない。いつ食べてもいいが、特に寒い日に食べたくなる味。

相続問題専門の法律事務所から朝食のケータリングの依頼を受けたゴルディは、事務所に入ったとたん、何かにつまずいて倒れてしまう。それは、パラリーガル(弁護士補助員)をめざす友人でもあるダスティの死体だった。首に絞められた跡があった。なぜ、ダスティは殺されたのか?誰に?ゴルディは事件の真相を突き止めようとする。しだいに明らかになる弁護士とパラリーガルの微妙な上下関係。ダスティが処理を任されていた、事故死した有名画家の遺産と何か関係があるのか?遺言や財産目録、画家が遺した絵画などが、重要なかぎとなっている。

小説の舞台はアメリカ、コロラド州だが、遺言や相続手続きの日本との違いが垣間見られて興味深い。弁護士たちが、遺言の検認を受けずにすむ方法についてやりとりする場面がある。日本では公正証書遺言であれば検認は不要であるが、アメリカでは原則として、どんな遺言でも検認を受けなければならない。同じ検認という言葉であっても、日本とアメリカではその意味合いも内容も大きく異なっている。アメリカにおいては、裁判所の検認(Probateプロバート)手続きを経ないと、相続財産も分配できない。裁判所の監督の下で相続財産や相続人の調査や確定作業などが行われ、相続人は裁判所から相続財産の分配の許可が出るのを待たなければならない。この手続きに数か月から複雑な

ケースでは何年もかかるそうで、費用の負担も相当なものになるらしい。しかも検認手続き中の相続財産は裁判所に管理され、自由に使うことができない。小説の中でも、「相続人はみな、めまいがするほどたくさんの輪を潜り抜けなければ一ペニーだって受け取れない」と書かれている。

検認手続きを経ない、つまり裁判所の関与を受けない相続方法にメリットを感じるのは当然だろう。故人の遺志をより反映することができ、相続内容を知られることなくプライバシーを守ることできる。「ある種の撤回不能信託を設定することで、遺言は検認を免れることができる」と、弁護士たちの会話にあるが、日本でいえば遺言代用信託だろうか。遺言代用信託とは、生前に財産を信託し自らを受益者としておき、死亡したときにあらかじめ指定した者が受益者となる旨の定めのある信託をいい、事業承継対策に有効である。また、遺される幼い子どもや障がい者の生活保障としての利用も考えられる。

さて、仕事上ダスティはたくさんの料理を作る。材料や作る工程の描写が細かく、本当においしそう。実際に食べてみたいと思う読者にはうれしい、料理のレシピが巻末に付けられている。アメリカの食材や料理法に馴染みのない者にとっては、レシピを読むのも一種の謎解きだ。簡単そうなのに挑戦してみた。正解かどうかはわからないが、味はおいしかったので、この謎解きは成功としておこう。

会員投稿

遺言・相続
特集

映画と行政書士と

ペンネーム ^{ぎょうせい} 暁星 ^{しよし} 処士 (西宮市)

「遺産相続」(1990年 日本映画 109分)

バブル真っ盛りの東京下町。同族会社社長藤島元春(竜雷太)が突然の事故で亡くなるが、働き盛りで遺言状はなかった。それまで会社を大きくしてきた内縁の妻で専務の庄司喜久枝(佐久間良子)、その連れ子で重役の藤島和仁(尾美としのり)、同じく重役の藤島里実(宮崎萬純)と長年別居中の本妻藤島静子(小川真由美)、さらにその実子鳥井和子(美加里)が、元春の遺産である50億円余りの未公開株式を巡って争う。正に「争族」を描いた降旗康男監督作品。降旗監督は高倉健とのコンビが多く、大ヒット作品「鉄道員(ぼっぼや)」では2000年の日本アカデミー賞最優秀作品賞、最優秀主演男優賞など主要部門を独占。佐久間良子は「風林火山」、「細雪」などに出演していますが、前作とは異なり本作ではどろどろした役柄です。小川真由美は「八つ墓村」、「鬼畜」(こちらでは妾役で出演)などのように鬼気迫る演技を披露しています。マネキン製作工場が断面図のように撮影され、未認知の子である勅使瓦英俊(野々村真)の存在により遺産分割協議が振り出しに戻り、株主総会の無効、選挙妨害なども絡めてドタバタ喜劇に作られていますので結構笑えます。

非嫡出子の勅使瓦英俊が、嫡出子の二分の一の相続分(民法第900条第4号但書)であることに対して「今まで肩身の狭い思いをさせられたから、逆に嫡出子の倍相続すべき」との画期的な?反論を本妻側の安西弁護士(風間杜夫)に言わせませす。この嫡出と非嫡出の相続分に関しては、平成7年7月5日の最高裁決定において、法の下の平等を定める憲法第14条第1項に違反しないとの判断がされましたが、5人の裁判官から反対意見も付されています。その後も平成23年に大阪高裁と名古屋高裁、続く24年に静岡地裁浜松支部でも違憲判断が示されました。そして昨年9月、最高裁大法廷で、非嫡出子の相続分についての民法規定は憲法に違反し無効だとする決定が出されたことは、記憶に新しいところです。

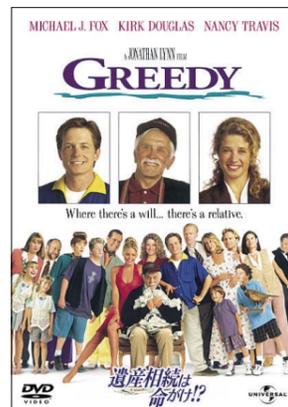
DVD 発売中 4,725円(税込)
販売:東映 発売:東映ビデオ

「遺産相続は命がけ!？」(1994年 米映画 112分)

裸一貫からアメリカンドリームを成し遂げた疑り深いジョー伯父さん(カーク・ダグラス)の莫大な遺産を巡って親戚たちがやきもきする中、若くセクシーな看護師モリー(オリヴィア・ダボ)や甥っ子で夢破れたプロボラーのダニー(マイケル・J・フォックス)らも登場し、大勢の登場人物を巻き込むコメディ作品。監督のジョナサン・リンはこの後の2000年にも「隣のヒットマン」でシニカルなコメディ作品を手がけています。原題はGREEDYで「欲深い、貪欲な」となっており、相続人が人の財産に貪欲だけでなく、被相続人も人から「愛される」ことに貪欲であった様が執拗に描かれています。「スバルタカス」や「OK牧場の決斗」のカーク・ダグラスは、若い頃貧民街で育ち転職を繰り返した中から成功をつかんでハリウッドスターに上り詰めましたが、1996年に脳梗塞を患っています。「バック・トゥ・ザ・フューチャー」や「摩天楼はバラ色に」で注目されたマイケル・J・フォックスは、この作品の少し前から四肢が麻痺するパーキンソン病におかされ始め、この後療養していましたので、作品中の役柄と私生活が少し重なるところがあります。日本とは法律、税制や不動産価格などを含め多くの違いもありますが、アメリカの豪邸を舞台に話は二転三転します。最後の1分間にも2回大きなどんでん返しがありますので…お楽しみ下さい。

だれしも自分の大切な人には命のあるうちに伝えておきたいことがあるでしょう。しかし命を失ってからでないと伝わらないことがあるのかもしれない。

どちらの作品も深刻になりすぎないように喜劇仕立てになっていますが、あまり注目されなかったのか、残念なことにレンタルビデオではなかなか見つかりにくいのが玉に瑕です。もしテレビ放映があれば是非ご覧になってください。

「遺産相続は命がけ!？」
DVD レンタル中
発売元:ジェネオン・ユニバーサル・エンターテイメント

会員投稿

遺言・相続
特集

戦国武将と家督争い

～ 円満相続はむずかしい!? ～

柏崎 孝二 (川西市)



行政書士のおなじみの業務の1つに遺言書の作成があります。遺言書というのは、将来の遺産分配を巡る骨肉の争いを未然に防ぐための方途というイメージもありますが、円満な相続というのは、相続人間の協調がなければ大変むずかしいものですね。

ところで、昨今、女性の間でも戦国武将が人気となっていますが、小生も戦国時代の武将や合戦などの話が大好きです。そこで、この紙面を借りて武将の家督争いの例を紹介させていただきます。

室町幕府の治世が弱肉強食の戦国時代へと急速に移行してゆくターニングポイントとなったのが、1467年に始まった応仁の乱です。この戦乱は、当時の主立った武士が二陣営に分かれて10年あまりにもわたる抗争を繰り広げ、京の都を焼け野原と化したのですが、そのきっかけの1つに、幕府の重臣畠山氏の家督争いがあります。これは、当主の畠山持国が、弟の持富を養子に迎えて家督継承者としていたところ、後に実子の義就が生まれたため、持富を廃嫡して義就に家督を譲ったのが発端です。その後、持富は亡くなったのですが、持国に反発する重臣たちが武力行使に出て持富の子の弥三郎を当主に擁立し、幕府を巻き込んで二派がしつこく抗争を繰り広げたのです。

養子同士が争った例として、越後の上杉謙信の跡目争いがあります。ライバル武田信玄と並んで戦国最強と謳われ、義の武将として戦国武将の中でも屈指の人気者の謙信ですが、彼は軍神毘沙門天を信仰し(旗印も「毘」のマークです)、その加護を祈って生涯女性と交わらなかったと言われています。その真偽はさておき、実子のいない謙信には養子が二人おりました。先に迎えたのが、姉の子の景勝です。その後、関東の雄北条氏と同盟を結んだ際、当主氏康の七男を人質として迎え入れたのですが(戦国時代の風習です)、これを厚遇し、自分の旧名である景虎の名を与えて養子にしたのでした。やがて、どちらに跡目を継がせるかを定めずして、謙信は急死してしまいます。

さて、その謙信の家督相続争いです。先に養子になっており、血の繋がりもある景勝の方が断然有利そうなのですが、そうすんなりとは行きません。というのは、景勝の実家に対する同族間の確執があった上、景虎には実家の北条家、更には北条家と同盟・姻戚関係にあった武田家からの援軍が来るのが確実であり、景虎側に付く家臣も多かったからです。しかし、景勝の動きは迅速でした。まず、謙信の死後いち早く上杉家の本拠である春日山城の本丸(中心部分)と金蔵を占拠します。次いで城の一角に立

て籠もる景虎を城から追い出します。やがて武田勝頼(信玄の後継者)が自ら大軍を率いて景虎の援軍としてやって来たのですが、金と領地割譲を条件に買収することに成功しました。因みに武田勝頼は後に織田信長に滅ぼされますが、この時に北条家の恨みを買って、同盟相手だったのを逆に敵に回してしまったことが痛かったと思います。結局、この買収が決定的となり、北条家が本格的な援軍を繰り出す前にこのお家騒動は景勝側の勝利で決着が付いたのでした。

もうひとつ、今度は実の兄弟間で家督を争った例を挙げましょう。かの織田信長がこれに当たります。長子相続が世の習いだったので(戦前の旧民法もそうですね)、当主が弟をひいきにして強引に家督を譲ったりするなど、えてして火種が生じることがあります。信長の場合は、原因は自分自身にあったというべきでしょうか。彼は子供の頃から奇行が多く、尾張の「うつけもの」(馬鹿者)と評判で、そのため諫死した家臣もいたくらいです。これと正反対に、弟の信行は折り目正しい優等生で、織田家の古くからの家臣の期待と信望を集めていました。そこで、信長の父の信秀が亡くなると、家督を継いだ信長に対し、重臣の支持を得た信行が、これに取って代わるべく謀反を起こしたのです。結局、合戦で勝利した信長が、最後は信行を謀殺する形でこのお家騒動は幕を閉じました。

話を現代に移しましょう。現代では、武力による争いなどありえないのはもちろん、「All or Nothing」的な家督相続制度もなくなり、相続人や相続分が長幼の差別なく法定されています。しかし、だからこそ却って相続人間の協調がいっそう重要であるともいえるのではないのでしょうか。地方では今でも「本家」や「分家」、「跡取り」といった觀念や、先祖代々の田畑や山林を長男が相続する習慣が残っているような所もあるようですが、これは弟や妹の理解

(次ページに続く)

会員投稿

と協力がなければ不可能ですね。下手に換価分割でもしようものなら、「あの家は〇〇さんの代で山が減った」などと言われかねません。我々が遺産分割協議書の作成を受任する日常のケースでも、家と建物の名義は相続人の内の一人に移すことが多いですね。不動産の共有状態というのは好ましいものではないですから。これも、他の相続人の協力があって初めて可能です。世の中、共同相続人がお互い自己の相続分を目一杯主張すれば収拾がつかなくなるのであって、多かれ少なかれ誰かが譲歩しているのが通常といえるでしょう。権利義務というのはそもそも不可分のものもあるし、細分化すればまとまった資産としての価値が低下するものもあるでしょう。

会員投稿

行政ひょうご 平成24年2月号の最終ページ会員の広場欄に「ひとつのおすすめ」として吹き矢のことを書いたのだが、読んでいただけたらどうか。

私は齢80になったのを機会に、この後を『第三の人生』と位置づけ、これまでの生き方と区切りをつけて「価値と余裕のある余生」にしたいと考えている。

人は皆それぞれに自分のストレス解消法を持つというが、前職時代「それならお前のストレス解消法はなにか」と自問してみると「私ならこういうことをするだろうなあ」と考えだす

会員投稿

平成25年12月13日、西宮市勤労会館において、相談員能力担保研修会が開催されました。同研修は、支部主催各種相談の相談員としての能力を担保することにより、支部の信用並びに品位を保持する目的で実施され、川西市、宝塚市、伊丹市で定期開催されている支部無料相談会の任命要件としても位置づけられている研修です。

研修は、大西康裕会員（相続・権利義務専門部会副委員長）を講師として、まずは相談員の心構えについての講義から始まりました。数点の心構えの中で、「表面的な用語に捉われることなく相談者が本当に相談したい内容に焦点を絞って的確に回答する」という心構えが、特に印象に残りました。

次いで、3つの課題（いずれも相続案件）について各班に分かれ検討、その成果を各班の発表者2名が模擬相談会での回答という形で発表、その後講師による解説とい

そこで、円満な遺産分配のためには遺言書を作成しておきましょう、ということになります。遺留分に抵触する場合は少々釈然としないものが残ります。また、遺言者自身の主体的な依頼であればよいのですが、高齢者に遺言能力のある内に、自分に有利な遺言書を作成しておいて貰うべく、推定共同相続人の一人が主導的に依頼をしていくケースが多いですね。このような場合、将来他の相続人が抜け駆けだという不満を募らさないか気になります。いやはや、相続というのは相続人間の協調が何よりです。相続人である旦那さんと奥さんが焚き付けているというようなこともありますよね。やめてくれー（何だか家臣がそれぞれの主人を担ぎ上げる武将の家督争いに似てますね）(笑)。

第三の人生・考

高見 昭裕（尼崎市）

内容が、ほぼあてがわれた仕事の中身そのものだった。ストレス解消法が仕事とは幸せな職場人生だったといえようか。

その後も、サラリーマン時代には思いもなかった青色申告をする身にもなったし、これからは私のわりあいバラエティーに富んだ蓄積をうまく次世代に譲り伝え、その人たちの手を借りる形で自己実現を図っていくところに身を置きたい。これが私の「第三の人生」という身の処し方である。その上での趣味三昧の中にはまだまだやりたいことがいっぱいある。

阪神支部相談員能力担保研修会報告

小川 浩樹（宝塚市）

う形式で、研修が行われました。

各課題に付き40分程度の十分な検討時間が設けられ、参加者各自が日頃の自己研鑽の成果を十分に発揮し、各班で熱心な議論が繰り広げられました。

発表時、発表者は、数十名の専門家に回答内容を聞かれているという通常の相談時とは違った緊張感の中、各班の検討結果を的確に反映し丁寧に回答していたという印象を受けました。

また、研修では相談員として対応する場合に特に留意が必要な業際問題についても配慮され、司法書士法や税理士法等関係法規について、各兼業会員からのわかりやすい解説がありました。

6時間半に及ぶ長丁場の研修でしたが、それだけの時間を掛けたことに値する、十分な成果を挙げることができたのではないかと思います。

会務報告

① 無料相談会

1. 川西市(川西市役所)

| 年月日 | 相談員 |
|-------------|------------|
| 平成25年4月9日 | 大西会員 |
| 平成25年5月14日 | 恵須川会員・岩井理事 |
| 平成25年7月9日 | 恵須川会員・柏崎理事 |
| 平成25年8月13日 | 田中会員・岩井理事 |
| 平成25年9月10日 | 恵須川会員・藤崎理事 |
| 平成25年10月8日 | 岩井理事・大西会員 |
| 平成25年11月12日 | 恵須川理事・藤崎会員 |
| 平成25年12月10日 | 岩井理事・満岡会員 |
| 平成26年1月14日 | 恵須川会員・田中会員 |
| 平成26年3月11日 | 岩井理事 |

2. 宝塚市(市立勤労市民センター)

| 年月日 | 相談員 |
|-------------|-----------------------|
| 平成25年4月15日 | 高崎会員・飯野会員・丸山会員・山本秋雄会員 |
| 平成25年5月20日 | 石川理事・飯野会員・小川理事 |
| 平成25年6月17日 | 石川理事・飯野会員 |
| 平成25年7月15日 | 石川理事・飯野会員 |
| 平成25年8月19日 | 石川理事・小川理事 |
| 平成25年9月16日 | 飯野会員・田中副支部長 |
| 平成25年10月21日 | 石川理事・今里会員・宮越会員 |
| 平成25年11月18日 | 小川理事・飯野会員 |
| 平成25年12月16日 | 石川理事 |
| 平成26年1月20日 | 飯野会員・小川理事 |
| 平成26年2月17日 | 石川理事・永井会員 |
| 平成26年3月17日 | 石川理事・小川理事 |

3. 伊丹市(伊丹商工プラザ)

| 年月日 | 相談員 |
|-------------|--------------------------|
| 平成25年4月16日 | 小笹会員・角田理事・石河会員 |
| 平成25年5月21日 | 高橋理事・角田理事・中西良博会員・酒井亜矢子会員 |
| 平成25年6月18日 | 角田理事・小笹会員・池信会員 |
| 平成25年7月16日 | 角田会員・中西良博会員・酒井亜矢子会員 |
| 平成25年8月20日 | 小笹会員・角田理事 |
| 平成25年9月17日 | 角田理事・中西良博会員・中廣会員・高橋理事 |
| 平成25年10月15日 | 小笹会員・角田理事 |
| 平成25年11月19日 | 角田会員・中西良博会員・酒井亜矢子会員・高橋理事 |
| 平成25年12月17日 | 小笹会員・角田理事・清水友子会員 |
| 平成26年1月21日 | 角田理事・中西良博会員・酒井亜矢子会員・高橋理事 |
| 平成26年2月18日 | 小笹会員・角田理事 |
| 平成26年3月18日 | 角田理事 |

4. 法の日無料相談会

| 年月日 | 会場 | 相談員数 |
|-------------|------------------|------|
| 平成25年10月1日 | 塚口さんさんタウン「スカイコム」 | 43名 |
| 平成25年10月19日 | イオンモール猪名川 特設会場 | 24名 |

② 研修会、レクリエーション等

| 年月日 | 内容 | 場所 | 出席者 |
|-------------|-----------------|----------------------|---------------------|
| 平成25年4月29日 | 第54回定期総会 | ホテル「ホップイン」アミング | 出席者133名 委任状115名 |
| 平成25年7月24日 | 新入会員研修会 | 西宮市大学 交流センター | 支部理事・新入 会員 計21名 |
| 平成25年8月28日 | ビアパーティー | ホテル「ホップイン」アミング | 参加83名 |
| 平成25年9月25日 | 本会との 合同研修会 | 西宮市大学 交流センター | 参加45名 |
| 平成25年12月13日 | 忘年会 | ノボテル甲子園 | 参加64名 |
| 平成26年1月25日 | 相談員能力 担保研修会 | 尼崎市女性参画 センター トレビエ | 参加26名 |
| 平成26年2月22日 | 行政書士記念日 市民講座 | 尼崎商工会議所 | 参加47名 |
| 平成26年2月7日 | 新入会員研修会 | 西宮市大学 交流センター | 支部理事・新入 会員 計7名 |
| 平成26年2月28日 | 本会との 合同研修会 | 西宮市民会館 | 参加者51名 (支部会員24名) |

③ 渉外、会議等

| 年月日 | 内容 | 場所 | 出席者 |
|-------------|-------------------------|-------------------|----------------------------------------|
| 平成25年4月3日 | 阪神北県民局長訪問 | 兵庫県阪神北県民局 | 支部長・堀川副支部長 |
| 平成25年4月5日 | 会計監査 | 支部事務所 | 支部長・堀川副支部長・岩井会計理事 高見監事・縄崎監事 |
| 平成25年4月9日 | 阪神南県民局長訪問 | 兵庫県阪神南県民局 | 支部長・堀川副支部長 |
| 平成25年4月12日 | 第1回理事会 | 西宮市大学交流センター | 正副支部長・会計理事・理事 計10名 |
| 平成25年4月16日 | 総会打合せ | 支部事務所 | 支部長・堀川副支部長 大西会員・秋山会員 |
| 平成25年4月26日 | 宅建協会 芦屋・西宮支部総会 | ノボテル甲子園 | 堀川副支部長 |
| 平成25年5月2日 | 第2回理事会 | 西宮市勤労会館 | 正副支部長・会計理事・理事 計10名 |
| 平成25年5月17日 | 無料相談会あり方会議 | 宝塚市男女共同 参画センター | 正副支部長・会計理事・理事 計10名 |
| 平成25年5月18日 | 中川ともこ 宝塚市長再選報告会 | 宝塚ホテル | 支部長・田中副支部長 |
| 平成25年6月6日 | 総務部会 | 支部事務所 | 関副支部長・岩井会計理事 角田理事・小川理事 |
| 平成25年6月14日 | 正副支部長会 | 支部事務所 | 正副支部長・会計理事 |
| 平成25年6月14日 | 西宮商工会議所 新入会員交流会 | 西宮商工会議所 | 関副支部長・土出理事 |
| 平成25年7月3日 | 業務研修部会 | 支部事務所 | 小西副支部長・柏崎理事 土出理事・藤崎理事 |
| 平成25年7月19日 | 西宮商工会議所内勉強会 | 西宮商工会議所 | 関副支部長 |
| 平成25年7月25日 | 企画部会 | 尼崎市立小田公民館 | 上辻副支部長・前島理事 石川理事・田中理事 |
| 平成25年7月29日 | 第3回理事会 | 西宮市立勤労会館 | 正副支部長・会計理事 理事12名 松村本会理事 |
| 平成25年8月28日 | 広報月間説明会 支部運営方針発表会 | 尼崎市立小田公民館 | 参加39名 |
| 平成25年9月3日 | 業務研修部会 | 支部事務所 | 小西副支部長・関副支部長・土出理事 藤崎理事・大西会員 |
| 平成25年9月4日 | 福村和美尼崎市長セミナー | 尼崎商工会議所 | 支部長 |
| 平成25年9月11日 | 尼崎商工会議所 会員交流大会 | 都ホテル ニュージャカイツ | 支部長・田中理事 |
| 平成25年9月11日 | 阪神北県民局長訪問 | 兵庫県阪神北県民局 | 北上名譽会長・支部長 関副支部長・田中副支部長 |
| 平成25年9月11日 | 阪神南県民局長訪問 | 兵庫県阪神南県民局 | 支部長・田中副支部長・上辻副支部長 小西副支部長 |
| 平成25年10月15日 | 阪神北県民局 建設課調査 | 兵庫県阪神北県民局 | 支部長・小西副支部長・上辻副支部長 田中副支部長・関副支部長・岩井理事 |
| 平成25年10月22日 | 企画部会 | 尼崎市立小田公民館 | 上辻副支部長・田中理事・ 石川理事・松井理事 |
| 平成25年10月26日 | 行政書士試験説明会 | 甲南大学 | 参加33名 |
| 平成25年10月28日 | 広報部会 | 芦屋市民センター | 田中副支部長・酒井理事・本田理事 中村理事・山口本会通信員 |
| 平成25年11月10日 | 行政書士試験 | 甲南大学 | 試験監督員等34名派遣 |
| 平成25年11月12日 | 中間監査 | 支部事務所 | 支部長・関副支部長・岩井会計理事 縄崎監事・山本監事 |
| 平成25年11月12日 | 正副支部長会 | 支部事務所 | 正副支部長・会計理事 |
| 平成25年11月20日 | 第4回理事会 | 西宮市大学交流センター | 正副支部長・会計理事・理事11名 梶原本会理事 |
| 平成25年12月4日 | 各市無料相談会 運営説明会 | 川西市市民活動センター | 参加19名 |
| 平成25年12月11日 | 相談員能力担保研修会 打合せ会議 | 支部事務所 | 正副支部長・会計理事・理事4名 |
| 平成26年1月5日 | 猪名川町商工会 新年互礼会 | イナホール | 支部長・松井理事 |
| 平成26年1月6日 | 伊丹商工会議所 新年互礼会 | 伊丹シティホテル | 支部長・角田理事 |
| 平成26年1月6日 | 宝塚商工会議所 新年互礼会 | 宝塚ホテル | 田中副支部長・石川理事 |
| 平成26年1月7日 | 尼崎商工会議所 新年合同祝賀会 | 都ホテル ニュージャカイツ | 支部長・田中理事 |
| 平成26年1月7日 | 川西市商工会 新年互礼会 | 川西市商工会館 | 支部長・岩井理事 |
| 平成26年1月8日 | 西宮商工会議所 賀詞交歓会 | ノボテル甲子園 | 支部長・関副支部長 |
| 平成26年1月10日 | 兵庫県宅地建物取引業協会 新年名刺交換会 | ノボテル甲子園 | 小西副支部長 |
| 平成26年1月15日 | 芦屋市商工会 新年互礼会 | ホテル竹園芦屋 | 支部長・中村理事 |
| 平成26年1月26日 | 福村和美 新春のついで2014 | 都ホテル ニュージャカイツ | 支部長・上辻副支部長 |
| 平成26年2月20日 | 阪神間商工会議所 会員大交流会 | 宝塚ホテル | 支部長・石川理事 角田理事・田中理事 |
| 平成26年2月25日 | 第5回理事会 | 西宮市大学交流センター | 正副支部長・会計理事・理事10名 |
| 平成26年2月25日 | 尼崎商工会議所 理財部視察会 | 尼崎ドライビングスクール他 | 小山相談役 |
| 平成26年3月5日 | 地域意見交換会 西宮会場 | 西宮市大学交流センター | 参加11名 |
| 平成26年3月5日 | 地域意見交換会 宝塚会場 | 宝塚商工会議所 | 参加12名 |
| 平成26年3月26日 | 第6回理事会 | 西宮市大学交流センター | 参加18名 |